

## 八王子市業務委託に関する技術審査委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 八王子市業務委託に関する総合評価方式実施要綱(令和4年(2022年)4月1日施行)第5条に基づき、八王子市業務委託に関する技術審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 落札者決定基準案を作成するための審議
- (2) 技術評価に関する評価基準に基づく履行能力等の審査及び技術評価点の決定
- (3) 入札参加者に対するヒアリング実施の決定
- (4) 技術評価項目に不履行があったときの対応
- (5) その他総合評価方式の実施に関し必要と認める事項

### (組織)

第3条 審査委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次の職にある者をもってこれに充てる。

委員長	契約資産部長
副委員長	建築管理担当部長
委員	契約資産部検査課長 対象案件を所管する課長

2 前項に定める者のほか、対象案件に関連のある課長その他の者を委員とすることができる。

### (委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (招集)

第5条 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

### (定足数等)

第6条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、契約資産部契約課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年（2020 年） 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年） 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年） 4 月 1 日から施行する。